

平成29年第8回  
志木市農業委員会総会議事録

平成29年8月28日

志木市農業委員会

平成29年第8回志木市農業委員会総会日程

平成29年8月28日（木）午後2時00分

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案
  - (1) 議案第16号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）
  - (1) 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る受理の決定について
  - (2) 報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
  - (3) 報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- 第5 協議事項
  - (1) 次回総会の日程について
  - (2) その他
- 第6 閉会

## 《議事録平成29年第8回》

### 志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月28日(月)午後1時54分から午後2時44分

2. 開催場所 志木市役所 4階 全員協議会室

3. 出席委員(13人)

会 長	13番	田中 満男
職務代理	3番	金子 幸一
委 員	1番	矢部 幸雄
	2番	大島 廣明
	4番	山中 榮太郎
	5番	市之瀬 滋
	6番	鈴木 重光
	7番	小山 武英
	8番	抜井 和彦
	9番	綱島 稔
	10番	清水 和雄
	11番	志村 晃
	12番	内田 祐治

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

(1) 議案第16号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第4 諸報告(農業委員会会長専決規定含む)

(1) 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る受理の決定について

(2) 報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

(3) 報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

## 第5 協議事項

- (1) 次回総会の日程について
- (2) その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 八木 征利  
書記 小山 貴行

### ○事務局

定刻となりましたので、平成29年第8回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は13人中13人ですので、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

### ○田中会長

それでは、あらためまして平成29年第9回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

#### 【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

### ○田中会長

ご異議なしと認め、12番 内田祐治委員、1番 矢部幸雄委員にお願いいたします。

併せて、書記として農業委員会事務局書記の小山主任を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

議案第16号引き続き農業経営を行っている旨の証明について上程いたします。

事務局、朗読をお願いいたします。

### ○事務局

議案第16号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について朗読します(受付番号24番、25番について、それぞれ朗読)。

以上です。

### ○田中会長

議案第16号受付番号24番について、事務局から説明を求めます。

### ○事務局

本案件は、相続税の納税猶予の特例を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

相続税の納税猶予の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。

申請人及び農地の状況につきましては、金子幸一委員にご同行いただいで確認してまいりました。

この後、金子委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

議案第16号受付番号24番について、金子幸一委員の説明、報告を求めます。

○3番 金子委員

会長の指名がありましたので、議案第16号受付番号24番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地■■■■■他■筆については、水稻が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第16号受付番号24番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成の委員、挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第16号受付番号24番は、可決されました。

続きまして、議案第16号受付番号24番について上程いたします。  
事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

本案件につきましても、相続税の納税猶予の特例を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

申請人及び農地の状況につきましては、志村 晃委員にご同行いただいて確認してまいりました。

この後、志村委員よりご説明がございます。

以上です。

○11番 志村委員

議案第16号受付番号25番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である■■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地■■■■■他■■■筆については、水稻等が作付けされ適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第16号受付番号25番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成の委員、挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第16号受付番号25番は、可決されました。

続きまして報告事項に入ります。

(1) 報告第15号『農地法第3条の第1項の規定による届出について』

(2) 報告第16号『農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について』

(3) 報告第17号『農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について』事務局、朗読をお願いいたします。

(議長の指名により事務局朗読)

(議長の指名により各担当地区委員から報告第15号受付番号2番、3番、報告第6号受付番号12番、13番、報告第17号受付番号17～20番について、すべて現地確認済みであり周囲への影響もなしとの報告)

○田中会長

ただいまの報告第15号・16号・17号について、質問等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等 なし)

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。つぎに協議事項に入らせていただきます。

(1) 『次回総会日程について』ですが、9月25日(月)ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中会長

それでは9月25日(月)ということによろしくお願いいたします。続きまして、(2) 『その他』ということでは何かありましたらどうぞ。

(5条転用後の元農地について、除草の指導は農業委員会からできないのかとの質問があり、すでに農地ではないので、農業委員会としては対応できないが、農地転用の届出が出た時点で、適正に管理するよう、事務局から不動産会社の方に申し入れるようにしたいと回答し了解を得た)

○事務局より

- ・生産緑地の買取あっせんについて→希望なし。
- ・羽生市での研修について(午前10時30分集合出発)
- ・農業委員会視察研修について(日程は10月12・13日で決定)

○田中会長

以上をもちまして、平成29年第8回農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成29年8月28日

志木市農業委員会議長 田中 満男

12 番委員 内田 祐治

1 番委員 矢部 幸雄